

NAFTA再交渉、 第4回会合が終了 次回会合は11月17日まで 持ちこし

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

2017年10月17日、カナダ・メキシコ・米国はNAFTA再交渉で予定されている7回の会合のうち、第4回目となる会合を終了しました。ワシントンDCで行われ7日間に及んだ会合は、過去3回と比較しても最も紛糾した会合となりました。その要因となった米国側の提案は、下記の通りです。

- ▶ 自動車のRVC(域内生産割合)を62.5%から85%に引き上げ
- ▶ 自動車に米部材の50%以上の使用を求める“US Content条項”の導入
- ▶ 自動車部品のトレーシングリスト¹の拡大
- ▶ 全加盟国が5年ごとに合意しないと協定が失効する「サンセット条項」の導入

第5回会合は当初10月後半にメキシコシティで開催される予定でしたが、11月17日まで延期されることになりました。これにより交渉関係者には、第4回会合での提案などについて検討する時間的な猶予が与えられたこととなります。また、交渉参加国は追加の会合について、2018年初頭に行うことに合意しました。

交渉と並行して、カナダ・メキシコ・米国ではロビー活動が活発に続けられています。メキシコと米国の産業界のリーダーたちは国境を越えて、NAFTAの重要性と米国がNAFTAから脱退した際の負の影響について警鐘を鳴らしています。

企業には、再交渉のプロセスに積極的に関与していくことが求められます。そのためにはまず、NAFTAのどの規定・基準によって自社が恩恵を受けているのかを把握した上で、変更がされた場合の影響分析を事前に行うことが不可欠となります。そして、当該影響分析の結果から導かれる個々の戦略に基づき、再交渉プロセスへの参加方法を検討することが必要となってくるでしょう。

1 原産材であっても、その中に含まれる非原産材の割合は非原産として取扱い、RVC(域内生産割合)を算出するという「トレーシング規定」が適用となる自動車部品のリスト

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

+81 3 3506 2678

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171107

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp